

標準旅行業約款：手配旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 手配旅行契約

- この旅行は、トラベル・スタンダード・ジャパン株式会社（東京都豊島区西池袋1-11-1メトロポリタンプラザビル オフィスタワー11階（観光庁長官登録旅行業1949号以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）をお支払いいただきます。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記に定める申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金、取消料その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。残額は旅行開始日の前日より起算して14日前までに当社で確認できるようお支払いください。旅行開始日の前日より起算して14日前以降にお申込みの場合は、旅行開始前の当社が指定する期日までに旅行代金全額をお支払いください。
- 申込金は旅行者1名につき20,000円以上旅行代金全額まで、ピーク時期（4/25-5/5,8/5-15,12/20-1/5）にご出発の場合は、旅行者1名につき30,000円以上旅行代金全額までとします。ただしPEX航空券など各種割引航空券で発券期限のある航空券（事前購入型割引航空券など）や予約発生と同時に取消料が発生する宿泊券、入場券その他地上手配にかかわる手配商品については、別途当社が指定する期日までにそれら代金全額をお支払いいただきます。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
- 上記(2)にかかわらず、次の場合はお申込みの支払いを受けることなく契約が成立します。
 - お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合（書面をお渡しした時点、郵送の場合は発送した時点、FAX及びEメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。）
 - 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。（当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となります）

4. 申込条件

- お申込み時点で20才未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- 旅行開始時点で15才未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までの付添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

5. 旅行代金のお支払いと額の変更

- 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配する為に運賃・宿泊料その他の運賃・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金（変更等及び取消料を除きます）をいいます。
- 旅行代金は旅行開始日の前日より起算して14日前までに当社で確認できるようお支払いください。旅行開始日の前日より起算して14日前以降にお申込みの場合は、旅行開始前の当社が指定する期日までに旅行代金全額をお支払いください。
- 当社は旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動、及びその他の理由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

6. 空港諸税・航空保険料・燃油サーチャージ等のお支払い……

- 航空券発券時に徴収となります空港諸税、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージは旅行代金には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。
- 日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。ただし、空港諸税、燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には追加徴収、返金させていただきます。
- 諸税、燃油サーチャージ等の新設、値上げを理由とした旅行契約の解除は、所定の取消料を申し受けます。

7. 渡航準備および手続きについて

- ご旅行に要する旅券（パスポート）、査証（ビザ）、再入国許可、予防接種証明書、その他各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし当社は所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を承ること

があります。ただし、お客様ご自身に起因する事由またはこれらの発行機関たる官公庁、大使館、その他出先機関の事情により、旅券・査証等の取得ができなかった場合、当社はその責任を負いません。なお、当社以外の業者に渡航手続を依頼された場合は、渡航手続の業務にかかわる当事者は当該業者となります。

- 渡航先によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。出発前までに外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp> に必ずご確認ください。インターネットが見られない環境にあるお客様は、当該渡航先の情報を当社で出力してお渡ししますので、当社担当までお申し出ください。
- 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp> に必ずご確認ください。インターネットが見られない環境にあるお客様は、当該渡航先の情報を当社で出力してお渡ししますので、当社担当までお申し出ください。

8. 契約内容の変更

- お客様が、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他の手配変更に必要な費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- 上記変更に必要な費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更料をお支払いいただきます。

○変更料（トラベル・スタンダード・ジャパン割引航空券）

旅行契約変更日 (旅行開始日の前日より起算)	通常期	ピーク期 (4/25-5/5,8/5-15,12/20-1/5)
旅行開始日の前日から起算して15日前以前	1回につき 3,000円	ピーク期取消料と同額 (1回につき)
旅行開始日の前日から起算して14日前以降	取消料と同額 (1回につき)	ピーク期取消料と同額 (1回につき)

※以下の変更は一旦取消しの後、新規の契約として取扱所定の取消料をいただきます。

- ご搭乗者の氏名（スペル）の変更あるいは訂正
- ご依頼の変更後の旅行日程が、空席待ち等の事由により成約にならない場合
- 3回の変更
- 出発日を60日以上先への変更
- 旅行目的を海外から国内への変更

※PEX航空券及び早期割引航空券、ビジネス、ファーストクラス航空券、海外発航空券など航空券の種類によっては上記規定とは異なります。「16.航空券変更取消規定」にて詳細をご確認ください。

9. 契約の解除

- お客様による任意解除お客様は、下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、契約解除のお申出をお受けできるのは、お客様がお申込みをされた当社営業所の営業時間内に限らせていただきます。（お申し出日より取消料の額に差が生じることもあります。お申込み営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でご確認ください）

- お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又ははまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用

- 当社所定の取消料金
- 当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取扱料金

- お客様の責に帰すべき事由による解除当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは旅行契約を解除することができます。また、お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されながら、与信等の理由によりクレジットカードによるお支払いが出来なくなった場合、当社は旅行契約を解除することがあります。これらの場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

- お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として 運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用

- 当社所定の取消料金
- 当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取扱料金

- 当社の責に帰すべき事由による解除当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金からお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金をお客様に払い戻します。

○取消料（トラベル・スタンダード・ジャパン割引航空券）

旅行契約解除日 (旅行開始日の前日より起算)	通常期	ピーク期 (4/25-5/5,8/5-15,12/20-1/5)
60日前～31日前	5,000円	15,000円
30日前～15日前	20,000円 (10,000円)	30,000円 (20,000円)
14日前～3日前	30,000円 (20,000円)	40,000円 (30,000円)
2日前～前日	旅行代金の50% (30,000円)★	旅行代金の50% (40,000円)★
ご旅行開始日当日 (ご出発に間に合わない場合も含む)	旅行代金の100%	

- ①旅行代金が 50,000 円以下の商品は、() 内の取消料を申し受けます。
- ②★印部分の取消料は、旅行代金の 50% と () 内の取消料の高額な方を申し受けます。
- ③ご変更後の取消しは、以前の契約と比べ、取消料の高額な方を申し受けます。
- ④取消料の上限は、旅行代金の 100% までとさせていただきます。
- ⑤取消料の算定は、全て出発日が基準となります。帰路便のみの取消しも同様となります。
- ⑥査証 (ビザ) の取得等の事由により、お客様のご依頼で航空券を発券した場合、発券後の取消料は 100% とさせていただきます。

※PEX 航空券及び早期割引航空券、ビジネス、ファーストクラス航空券、海外発航空券など航空券の種類によっては上記規定とは異なります。「16. 航空券変更取消規定」にて詳細をご確認ください。

10. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者 (以下「契約責任者」といいます。) を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者 (以下「構成員」といいます) の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成員変更のお申し出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に必要な費用は、構成員に帰属するものとしします。

11. 当社の責任

- (1) 当社の責任の範囲は第 2 項「手配旅行契約」(2) に記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当社は旅行契約の履行に当たって当社又は当社が手配の全部又は一部を代行させた者 (以下「手配代行者」といいます。) が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りさせていただきます。
- (3) 手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては 1 4 日以内に、海外旅行にあっては 2 1 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者お一人様当たり 1 5 万円を限度 (当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます) として賠償いたします。
- (4) 免責事項
お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由 (以下に例示) により損害を被ったときは、当社は、第 (1) 項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
①天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取消され、又は旅行日程が変更された場合
②航空会社の過剰予約受付 (オーバーブッキング) により予約を取消され、又は搭乗を拒否された場合
③お客様がご出発 (帰路便) の 72 時間前までに予約の再確認 (リコンファーム) 及び出発時間の確認を怠ったため、予約を取消され、航空券が無効になった場合
④お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合。
⑤お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合
⑥旅券 (パスポート) の残存有効期限の不足及び査証 (ビザ) の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合
⑦パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違っている場合
⑧お客様のご都合にてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

12. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において契約書記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービスの提供者に申し出なければなりません。

13. 個人情報保護方針

旅行申込書にご記入いただく、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メール・アドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますので、当社は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

- (1) 個人情報利用の目的お客様が当社の商品・サービスをご利用頂く際に、当社から、お名前・電話番号・住所など、お客様の個人情報をお伺いすることがあります。これらは、ご希望される商品・サービスを当社が提供する際に必要となる情報であり、同じ目的でそれ以外の事項についてもお伺いさせて頂く事があります。また、顧客サービスの一環として頂きました情報を基に、当社より旅行商品をご案内させて頂く場合もございます。
- (2) 個人情報の開示・提供当社は、お客様へ商品・サービスを提供するうえで必要と判断した場合は、お客様からお伺いした、お名前・電話番号・住所などの個人情報や、あらかじめ当社との間で契約を結んでいる企業 (航空会社、現地手配会社などの業務委託先) 等に開示します。そのほかは、次のいずれかの場合を除いて、お客様からお伺いした個人情報当社が第三者に開示することは、原則としてありません。
①お客様ご本人が個人情報の開示に同意している場合
②法令により開示が求められた場合

- ③本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
- ④統計資料のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

14. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2014 年 1 月 1 日を基準としています。また旅行代金は、2014 年 1 月 1 日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

〈旅行代金の返金に関するご注意〉

当社では、お客様のご都合による取消の場合、及び返金が生じた場合返金に伴う取扱い手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。又金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。予めご了承ください。

15. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

この旅行条件は 2014 年 1 月 1 日を基準としています。また旅行代金は、2014 年 1 月 1 日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

〈旅行代金の返金に関するご注意〉

当社では、お客様のご都合による取消の場合、及び返金が生じた場合返金に伴う取扱い手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。又金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。予めご了承ください。

16. 航空券変更取消規定

手配旅行 航空券予約変更料・取消料のご案内

■取消・変更について

1. 航空券の変更とは、発券依頼をお受けする前に「同一のお客様」が「同一の航空会社」、「同一の営業所」を利用し、「同一の目的地」で当初の「出発日から起算して 59 日以内の間で「出発日」を含む利用日、利用便、航空券条件等を変更する場合をいいます。
2. ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別・性別の修正、旅行者交替は、「変更」ではなく、「取消」扱いとなります。
3. 旅行契約の解除 (取消) ・変更は、お申込みいただいた当社営業所に速やかにお申出願います。取消・変更のお申出をお受けできるのは、お申込みいただいた当社営業所の営業時間内に限らせていただきます。(お申出日より取消・変更料の額に差が生じることもありまますので、営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身で必ずご確認ください。)
4. ご依頼の変更後の旅行日程が、空席待ち等の事由により成約にならない場合。(座席等確保した日程から確保できない日程や商品に変更される場合は、「変更」ではなく「取消」の扱いとなります。)
5. 旅行契約の解除 (取消) ・変更により収受する取消・変更料の算定は旅行開始 (日本出発) 日が基準となります。復路便などの変更・取消についても同様です。

■取消料・変更料規定

トラベル・スタンダード・ジャパン海外割引航空券 (トラベル・スタンダード ネットで独自に価格設定された格安航空券<エコノミークラス>、事前発券制限なし)			
旅行契約解除日・変更日 【旅行開始日の前日より起算】	取消料【お一人あたり】		変更料【お一人あたり】
	旅行開始日が通常期 【右記以外】	旅行開始日がピーク時 【4/25-5/5,8/5-15,12/20-1/5】	
60日～31日前	5,000円	15,000円	ピーク期：取消料と同額 通常期：1回につき3,000円
30日～15日前	20,000円 (10,000円)	30,000円 (20,000円)	
14日～3日前	30,000円 (20,000円)	40,000円 (30,000円)	左記、取消料と同額
2日前～前日	旅行代金の 50% (30,000円)★	旅行代金の 50% (40,000円)★	左記、取消料と同額
当日および旅行開始以降	旅行代金の 100%		左記、取消料と同額

- 1 上記取消・変更料表中、旅行代金が 50,000 円以下の商品は () 内の取消・変更料を申し受けます。
- 2 上記取消・変更料表中、★印部分の取消料は、旅行代金の 50% と () 内の取消料を比較して高い方を申し受けます。
- 3 規定により予約発生後一定の時間・期間内に発券を要する航空券は、上記規定にかかわらず、発券後の取消・変更料は旅行代金の 100% を申し受けます。
- 4 お客様のご依頼で航空券の発券依頼をお受けした場合、上記規定にかかわらず、お受けした時点より取消・変更料は旅行代金の 100% を申し受けます。

トラベル・スタンダード・ジャパン早期割引航空券 (航空会社の施策等によりトラベル・スタンダード ネットが設定する早期割引航空券)			
旅行契約解除日・変更日 【旅行開始日の前日より起算】	取消料【お一人あたり】		変更料【お一人あたり】
	旅行開始日が通常期 【右記以外】	旅行開始日がピーク時 【4/25-5/5,8/5-15,12/20-1/5】	
予約時～航空券発券期限日の3日前まで	5,000円	15,000円	1回まで無料、2回目より取消料と同額
航空券発券期限日の2日前～前日	15,000円	30,000円	左記、取消料と同額
当日および旅行開始以降	旅行代金の 100%		左記、取消料と同額

- 1 トラベル・スタンダード ネット海外割引航空券と比較して、高い方の取消料を申し受けます。
- 2 規定により予約発生後一定の時間・期間内に発券を要する航空券は、上記規定にかかわらず、発券後の取消・変更料は旅行代金の 100% を申し受けます。
- 3 お客様のご依頼で航空券の発券依頼をお受けした場合、上記規定にかかわらず、お受けし

た時点より取消・変更料は旅行代金の100%を申し受けます。

PEX 航空券 (IATA PEX、航空会社設定の正規割引航空券(ゾー)PEX)などの特別運賃。早期割引型正規割引航空券(APEX)も含む)		
旅行契約解除日・変更日 【旅行開始日の前日より起算】	取消料【お一人あたり】	変更料【お一人あたり】
予約時～航空券発券期限日の3日前まで	当社手配手数料 5,000 円	当社手配手数料 3,000 円
航空券発券期限日の2日前～前日	当社手配手数料 5,000 円	当社手配手数料 3,000 円
航空券発券期限日およびそれ以降	IATA、航空会社規定取消料(払い戻し手数料)+当社手配手数料 5,000 円	左記、取消料と同額

- 1 規定により予約発生後一定の時間・期間内に発券を要する航空券は、上記規定にかかわらず、発券後の取消・変更料に準じます。
- 2 未使用区間の払い戻しはIATA、航空会社の規定に準じます。また払い戻しが可能な場合も当社手配手数料 5,000 円は別途申し受けます。

普通(ノーマル)運賃航空券 (Y、Y2など)		
旅行契約解除日・変更日 【旅行開始日の前日より起算】	取消料【お一人あたり】	変更料【お一人あたり】
発券前	無料	無料
発券後	IATA 規定取消料(払い戻し手数料)+当社手配手数料 5,000 円	無料(経路変更等は要確認)

- 1 未使用区間の払い戻しはIATA、航空会社の規定に準じます。また払い戻しが可能な場合も当社手配手数料 5,000 円は別途申し受けます。

海外発航空券、海外エアーバス		
旅行契約解除日・変更日 【旅行開始日の前日より起算】	取消料【お一人あたり】	変更料【お一人あたり】
予約時～航空券発券期限日の3日前まで	IATA、航空会社規定取消料+当社手配手数料 5,000 円	IATA、航空会社規定変更料+当社手配手数料 3,000 円
航空券発券期限日の2日前～前日	IATA、航空会社規定取消料+当社手配手数料 5,000 円	IATA、航空会社規定変更料+当社手配手数料 3,000 円
航空券発券期限日およびそれ以降	IATA、航空会社規定取消料(払い戻し手数料)+当社手配手数料 5,000 円	左記、取消料と同額

- 1 規定により予約発生後一定の時間・期間内に発券を要する航空券は、上記規定にかかわらず、発券後の取消・変更料に準じます。
- 2 未使用区間の払い戻しはIATA、航空会社の規定に準じます。また払い戻しが可能な場合も当社手配手数料 5,000 円は別途申し受けます。
- 3 規定により予約発生後一定の時間・期間内に発券を要する航空券は、上記規定にかかわらず、発券後の取消・変更料は旅行代金の100%を申し受けます。

その他航空券 (ビジネスクラス、ファーストクラス、貸切チャーター航空機など)		
PEX 航空券及び早期割引航空券、ビジネス、ファーストクラス航空券、海外発航空券など航空券の種類によっては上記規定とは異なります。詳しくは、弊社スタッフまでお問い合わせください。		

■ご返金について

(お客様のご都合による取消・変更に伴う返金は、振込手数料はお客様のご負担となります。)

現金またはお振込みによるご入金の場合は振込みのみといたします。その他決済方法に対する返金方法は当社担当者までお問合せ下さい。
返金口座の案内は金融機関名、支店、種別、口座番号、口座名義を書面またはメールにて当社担当者までご提出願います。
記載内容が誤って組み戻しとなり、再度振込みとなる場合、これらにかかる全ての手数料はお客様のご負担となります。
ご指定する金融機関、口座(シティバンク、新生銀行、外国の銀行、海外口座、他)によっては取扱できないものがあります。

◆ご注意◆

- (1) 旅券(パスポート)の残存有効期間・無査証滞在要件等は国によって異なります。お客様ご自身でご確認ください。パスポートの残存有効期間不足や査証(ビザ)の不備等で搭乗・出入国が拒否される場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 接続便(ON-TO)については接続時間を確認のうえ手配していても遅延、及び入国審査、手荷物などの混雑状況により現地で乗継ぎができない場合もありますので、ご旅行に際してはできる限り余裕をもったスケジュールをお立てください。
- (3) 海外から当社へのお電話は必ずパーソナルコール(指名電話)をお願いいたします。コレクトコールはお受け致しませんのでご了承ください。当社の責と認められる場合には帰国後通話料金をお支払いいたします。
- (4) 格安航空券の基本的利用条件として、飛行ルートの変更・払戻し・他航空会社への乗換えができない(指定された航空会社しか利用できない)、途中降機(ストップオーバー)の制限等の制約がございます。

17. 特別補償規程の不適用

当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

18. この取引条件説明書に記載のない事項

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。印刷された当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。